

〔史料編〕

尼崎市史古代・中世史料補遺（八）

尼崎市立歴史博物館
地域研究史料室

〔室町時代 V〕

五一六 法華堂雜掌申状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（五函五一号）

東大寺法花堂雜掌謹言上

右当堂執金剛神領撰州長洲庄之事、数度及御糺明、任理運之旨、知行仕処仁、恣上位申掠、^{〔張力〕}乾代勸学院年貢半分、依令押領諸勤行并仏餉灯油令懈怠候、奉待上意、有道御成敗之時節者也、然者 院宣、又乾先祖請文、同永正十年一円之通、任御奉書之旨、一職被成御下知者、一寺御再興基也、依彼院猛惡仁一字及大破難止□□條、歎有余者也、百

姓一同○被成下候者、弥々御武運長久之旨、可抽懇行之由、

可預御披露候、仍謹言上如件、

大永二

三月三日

五一七 野地・前田年貢算用状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函二〇号）

〔補遺書〕
大永元 寺

野地・前田御貢用算用状事

合大永元年分

百貫文

請口之内

一貳拾五貫文 守護役

一拾六貫卅二文 毎年堤修理、但此内半分此方夫錢

一八貫百七十四文 東野不足

一壹貫六百七十文 西野新不

一六拾貫文 御在所当方江、卅貫文宛納所申候

以上百貳貫八百六十三文、但此内貳貫八百六十三文過上、

大永貳年二月 日 通能(花押)

東大寺法花堂

五一八 法華堂衆僧等書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(七函二号)

改年御吉祥珍重々々、不可有際限候、抑御樽貳荷・蜜柑一

籠・白礬一合進覽候、表御祝儀斗候、仍長洲庄事、御堂可

致直務之由、被成 御下知候、目出度候、就其、去年分年

貢之事、如先規可有堂納候、委細猶雜掌可被申入候間、令

省略候、恐々謹言、

正月十一日

寺町左衛門尉殿 (通能) 法花堂衆僧等 (花押印)

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五一九 東大寺上坊納所弁弘庄家請文注進状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(五函四八号)

庄家請文面、従前之儀、御不審之儀候間、注進候、

一 庄家之事者、法花堂直務之儀、自堂上使を下申取納申

候、今ハ乾請口候、

一 乾請口代官被申候、從乾直ニ国本を上使を下取納被申候、

法花堂へ百貫文請申候、

一 此旨者、乾直ニ上使不下候前ニハ御屋形御中前田被請候、

其ノ後安芸守・三郎左衛門尉請口候、又百廿貫ニ被請候

処ニ、乾代官徳用少と申候間、いか程も收納候へ、国本

半分堂納之由不申合候処ニ、数年々貢皆損候間、請文之

面まかセ七代官職を可召放由候、此由能々御入魂奉憑存

候、委細者雜掌可申候、

正月廿四日

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五一〇 某書状土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(八函二七号)

〔橋本新五郎殿〕

〔通能〕

就先日長洲庄之儀、委細申候処、三貫文之未進并五百足御

取合悦喜申、此比牛玉壇供、御屋形様并寺町殿可進候旨

令存候て、国よりすくに三郎右衛門方罷上候、就其兩年之

○事并反錢之事、一向無堂納候、言語道断之次第共候、如

何様事可然様御取合候て、廿七貫五百文之事運上候様、憑

存候、半分之所、諸百姓之前か、又給人之前かニ可有御座

候、被加御催促、御運上候様、御取合可為祝着候、給人な

との儀も、内外之縁も可有之事候、御代官として御沙汰あ

りかたき事も候ハ、此方よりも可申届候哉、善悪二事か

なりの儀ニおき候てハ涯分々致祈禱朝暮可申候、あまり

に々無沙汰之段、口惜敷候、給人并諸百姓悉名字志るし

可被下候、乍去とても無御等閑事ニて候へハ無為相調候

様、可預御取合候、此在所之事ハ天下之御祈禱之料所候、

殊執金剛神灯明仏餉ニ成候事候、聊も無沙汰之様ニ候へハ、

皆々よからぬ御事ニて候、能々被思召分預御取合候者、又

三郎さ衛門殿、同貴殿様御祈禱不可過之候、委細福田殿な

とへも申候、尚巨細林三郎右衛門申付候、目出重而可申

候、恐々謹言

二月日
橋本新五郎殿

○本文書、墨線にて全文抹消。

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五二二 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函三八号）

〔編纂書〕
「松房殿」

五明被下候、祝着無極候、御態之至候、

公方様・細河殿、二月堂牛玉壇供進上候、仍長州庄之事、

兩年未進之儀并反錢之事、可然様福田殿・橋本殿へ被仰達

候て、反錢只今半分廿七貫文・公文分事運上候様、御取合

可為祝着候、反錢之事、被相拘候て、令申事にて候ツる

処、勸方へ被相渡事、内儀申合候、無其甲斐候、但只今半

分之所、速ニ候へハ、不及是非候、福田殿・橋本殿へ入魂

候て、只今運上候様御伝達所仰候、子細林三郎右衛門申合

候、恐々謹言、

○本文書、墨線にて全文抹消。

○橋本新五郎が見えるため、しばらくここに収める。

五二二 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（三函八九号）

〔編纂書〕
「松房へ」

就長洲庄之儀、御調法中畏存申候、勸学院去年被納取分、上意任御成敗之旨、御代官方之儀被仰達候而、可給候段錢被下、令申過分ニ未納候、三百疋分先以被相渡候様ニ申入候、此段橋本殿（新五郎）へ并福田殿ノ所被仰合候而、嚴重ニ被相渡候様、可被急御意候、橋本殿へ五千疋御樽之代、雜掌申付候、恐々謹言

○橋本新五郎が見えるため、しばらくここに収める。

五二三 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函四一号）

（通徳）
福田宗兵衛丞殿

長州庄公用之事、以外減少之様ニ見候哉、去年勸学院被納取候半分之事、菟角寺町殿（通徳）被仰事無曲存候、殊嚴重上意御成敗之儀候、段錢被下、過分之未納、以何之足可遂算用候、三千疋分被相渡候様ニ可預御取合候、橋本殿へ被仰合可被急御意候、仍雖左道之儀候、新五郎殿（橋本）へ五千疋御樽之代雜掌ニ申付候、巨細雜掌可申候、恐々謹言、

○寺町通能、橋本新五郎が見えるため、しばらくここに収める。

五二四 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函四二号）

（通徳）
橋本新五郎

長州庄公用之事、以外減少之様見候哉、此方之儀、別而無御等閑候ニて行末頼存候、勸学院去年被納取候半分之事、以当公用可被相渡候由御成敗候、段錢等一向無堂納候、年貢を者過分ニ未納候、三千疋分可預御奔走候由、寺町殿へ申入候、可然様可預御取合、悉皆頼令存候、仍御樽之代五十疋雜掌ニ申付候、巨細可有入魂候、

（後欠）

○寺町通能、橋本新五郎が見えるため、しばらくここに収める。

五二五 法華堂上坊納所并弘書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函六〇号）

其後者、久敷無音之条、恐入存候、仍雖左道之儀候、包丁寄進之候、就長洲庄野地・前田当公錢之儀、則雜掌上洛候、寺町方と被仰合、当年貢半分、御屋形様（柳川）へ御契約之通、進上仕候、又貴所へ万疋之通、此方雜掌と被仰合候て可召候、又公方様御奉書之事、急度御調法可為衆悦候、目出恐々謹言、

十一月十七日

法花堂上坊

納所并弘（黒印）

井上忠兵衛尉殿 御宿所

○本文書、墨線にて全文抹消。

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五二六 某書状土代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（二函四二号）

（奥書）（家師寺某之）
九郎さへもん」

長州庄公用之事、当年分事、万足之請切之事情、年貢之樣

承候減少之樣御代官より承候、更以難分利候、然者可預御

取合候、殊ニ反錢之事、敵方へ給令申も、乾勸学院使を被

相副給候口候へハ、彼方へ收納之段、同篇之儀候、同寺町

殿よりも被相渡候、半分之事ハ春惣此方へ可有運上候事

候、於反錢之儀ハ、一錢無堂納候、諸百姓等御給人など菟

角於難渋之儀ハ名字注可被上候、涯分所及、可致祈禱候、

乍去とても下代之事情間、可然様御取合、返々可為畏悅

候、委細林三郎衛門申付候、恐々謹言、

○本文書、墨線にて全文抹消。

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五二七 増了書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函一三号）

（南條ウハ書）
「南都□□□御内

（末條英行）
寺林殿御宿所 人々御中 （花押）」

改春之吉慶、千秋万賀重疊、猶以被任御意候条、不可有

尽期候、就中佳例之御祝言候、大餅十二枚・すの餅七十

枚、此夫丸進上令申候、可然様 上様へ可被披露候、御目

出度申納候、就者野地・前田之儀、庄家申事候処、去月廿

日比、無為ニ且納候、さ候処、其時分より勸学院より安井

方下、如前々皆納あるへきとて催促候、先日 御下知御奉

書之儀候間、国請口半分於且安井方へ渡被申候のこり分を

も請取可申よし候哉、京都御下知之儀候間、わたし申まし

く候とて、今ニおさへおき申候、安井方被申候事ニ堂方申

掠らるゝ事にて候、則時ニ申返し候へき事共候、其上国

事ハいぬい方代官職にて候間、直納事叶ましきよし、色々

申され候へ共、無遅引候、但寺町殿へ先日御奉書共注進申

処、一はし勸学院へ召届申候て、其後堂方直納可申よし、

仰被下候つるか、月迫之儀候間、其返事もいまたにて候、

所詮自堂方より寺町殿へと伊丹殿へと宗衛門方へと書状以

可被仰事肝要候、惣別年中皆済

（後欠）

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五二八 いたミ書状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（七函四四号）

（前欠）

可然様御披露候て、急度御皆済候者、可■入候、寺町
三郎左衛門尉殿へも度々雖催促申候、未預御返事候間、不
及力候て、此間貴所へ御催促をも不申、■非無沙汰候、兼
又舟屋法眼之事ハ京都雑掌を申付斗候、年貢御渡候者、此
方之者を進候て、可請取申候、先度も此由申候間、定而可
御覚悟候へ共、少事舟屋方へ被渡候由、訴談候て、^{可為}■可
如此申入候、定而候ハ、^{可為}御聊爾候■、為以後重而申候、此
等之趣、可然様御披露■御取合可為肝要之由、

（通能）（御沢）
「さるさわのみなミ・かうりんいんと

たつね候へく候、」

評定候、

なら^{寺林実願英円}

てらはやし殿まいる

（伊丹）
いたミより

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五二九 寺林実願英円書状封紙

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（七函五二号）

寺林実願

法花堂和上御坊中参 英円

（裏書）
「御状給候ハ、あまかさきより廿丁ハカリ北にて下坂部源二郎と
たつねさせらるへく候
」

○寺林実願英円が見えるため、しばらくここに収める。

五三〇 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函一四号）

長洲庄年貢去年分事、年内ニ堂納勿論子細候処ニ于今延引
無勿体候、急度可渡給事、肝要至候、仍就当春段錢之儀、
四十貫文可有取沙汰、以雑掌承候、驚人存候、従先々五十
五貫文運送無紛子細候、送状等数通在之、依如何様子細
限当年加様被仰事、無御心元候、并上使可先下由承候、是
又珍敷題目候、早々如先々取沙汰候者、尤可目出度由評定
候、同二月堂御行牛玉五枚・壇供一合進覽候、御祈祷可為
□□候、恐々謹言、

月日

寺町三郎左衛門尉殿^{（通能）}

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五三一 某書状士代

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函二五号）

就長洲庄之公用之儀、態林三郎右衛門方召下候、兩年之分

と而、以前度々言上給候、兩年未進之儀、可有御座候寛

悟候、殊去年之儀、不熟なと候て、寺町殿（通能）よりも承候事

候、百疋之御請切之上ハ、被仰事何とも難分別候由、各々

申事候とても、御代官之事候、可然様預御奔走候者、可為

祝着候、就中反銭事、是又一向無堂納候、彼方へハ被相渡

候て、此方へハ曾以無運上候、言語道断之次第、迷惑此事

候、一同之時さへ万疋無運上候間、神前仏餉灯明等令闕意

事のミ下候処、如此減少共、且ハ神慮之儀と申如何被思召

候哉、所詮反銭と申、年貢と申、不及覚悟之儀共候、菟角

内外之不及御調法事候者、給人・諸百姓名字悉注可給候

○雖然被思召分反銭廿七貫五百文之事、此使者

付被上候者、公私之武運長久之御祈禱不可過之候、仍和洲

へ二月堂牛玉 壇供并油煙三延進之候、可然様御取合候て、

御披露可為祝着候、返々反銭之事ハ、廿七貫五百文之事、

速此使者御運上可目出候、委細林三郎（左）衛門方申付候、三

郎さ衛門殿へ被御取合可為肝要候、恐々謹言、

北川原三河守殿

○本文書、墨線にて全文抹消。

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五三一 某書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（八函四〇号）

（編纂者）
「寺町殿」

当庄行末之儀、曾以不可有如在候、

長洲庄当公用之事、去年勸学院被納取候半分分之儀、以当

公用此方へ可給候由、御成敗之所、若為御代官被及御無

沙汰候者、上意可為（相）違背候哉、所詮速可為相渡候、将亦

当公用之事、以外減少之様候哉、被加御馳走可被相渡候、

以彼三千疋之分（可預之）御奔走候、段錢已下過分之金未納候、嚴

重之御成敗可為肝要候、恐々謹言、

○寺町通能が見えるため、しばらくここに収める。

五三三 続応仁後記

〔改訂史籍集覧〕三

大永四年四月九日、阿波国撫養ト云所ニテ義植（植）御逝去

トソ聞へシ惠林院殿是也、扱又管領高国ハ京都ノ幼君ヲ輔

佐シ、在洛シテ公方家ノ権ヲ執リ、諸事小大ト無ク心ノ俣

ニ執リ行フ、従父兄弟ノ細川右馬頭尹賢ヲハ典厩ノ家ヲ相

続サセ、彼跡目ト号シテ、摂州尼カ崎城ニ居セシメ、西国ノ沙汰ヲ決断セシメテ、是モ威勢ヲ振ヒケル、此尹賢ハ、高国実方ノ叔父中務丞春供^{〔俱〕}ノ二男也、

五三四 長洲荘公用錢請取状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函三号）

請取 長洲庄公用錢事

合陸拾貫文之内

貳拾貫文者御屋形様

御札錢皆納仕候、

殘四拾貫文儘請取申候、

右所請取如件、

大永五年乙酉十二月十日 實清^{〔具學〕}（花押）

五三五 長洲莊野地・前田開発代官職補任状

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函五六号）

^{〔備置〕}
補任

補任 東大寺執金剛神領撰津国長洲庄、

野地・前田開発代官所職之事、

〔後筆〕佐野右衛門大夫殿

〔三好越後守殿、

右以人所補任如件、

大永六年丙戌十二月廿一日

法花堂々司弁弘（印）

筆師 實清（花押）

五三六 続応仁後記

〔改訂史籍集覽〕三

（大永六年条）此比細川右馬頭尹賢ノ居城摂州尼カ崎ノ城ヲ

築ントテ、道永諸家ニ命セラル、一家ノ人々日夜土石ヲ運

ハセテ、造営ノ役ヲ勤ム、香西兄弟モ尼カ崎ニ下リ居テ、

此役ニ預リケル処ニ、尹賢カ人夫ト香西カ下部ノ男ト土一

簣ヲ争ヒ出テ口論ニ及ヒ、両方ノ人夫共数百人宛引分レ

テ、瓦礫打ニ成ケルカ、他家ノ人々様々ニ取扱ヒ、和平セ

サセテ、両方エ分ケ隔テ、右馬頭ノ者共ヲハ城中エ入レシ

メ、香西カ人夫ハ丁場エ帰リタリケルニ、下知ヲ聞分ケヌ

香西方ノ溢レ者共少々尚モ居残り、謾ニ城中エ石礫ヲ投入

ケリ、右馬頭大ニ怒テ和平ノ上ニ、又狼藉ヲ働ク事以ノ外

ノ奇怪也、サレ共此段ハ香西カ慮外ナレハ、下部ノ者共ヲ

咎ムヘキ事ニ非ト云テ怒ヲ押ヘテ静メラレケル、香西モ奢

ノ故ニヤ、其後此事ヲ尹賢エモ不_レ陳謝_一サラヌ体ニソ挙動ケル、右馬頭弥以鬱憤ヲ挾レシカ、此兄弟日来ノ奢リニ、又此事ノ有ル上ハ如何ニモシテ此者共ヲ失ヘキト巧マレケル、

五三七 足利義維奉行人連署奉書案 大徳寺文書

〈『兵庫県史』史料編中世七〉

公方御奉書

摂州尼崎広徳寺領所々散在田畠_{目録在別紙}事、任証文并当知行

旨、弥領掌不可有相違之由所被仰下也、仍執達如件、

大永八年閏九月廿五日

左衛門尉
(飯尾為隆)
(高橋誠基)
散位

五三八 足利義維奉行人連署奉書案 大徳寺文書

〈『兵庫県史』史料編中世七〉

公方御奉書

摂州尼崎広徳寺領所々散在田畠事、任証文并当知行之旨、被成御下知訖、若有違乱之族者、令警固寺家、年貢以下嚴密可全納之段、可被相触百姓等之由、被仰出候也、仍執達如件、

大永八
閏九月廿五日

(飯尾) 為隆
(高橋) 誠基

伊丹兵庫助殿
(間扶)
寺町弥三郎殿

五三九 細川晴元奉行人奉書案 大徳寺文書

〈『兵庫県史』史料編中世七〉

細川殿奉書

摂津国尼崎内広徳寺領所々散在臨時課役・段銭・棟別等、為守護使不入之地、对_御御判御下知、任当知行之旨、弥可被全寺務之由候也、仍執達如件、

(二五八)
享祿元

十月三日

(飯尾) 元連
判

住持

五四〇 細川晴元奉行人奉書案 大徳寺文書

〈『兵庫県史』史料編中世七〉

細川殿奉書

摂州尼崎内広徳寺領所々散在臨時課役・段銭・棟別等、為

守護代不入之地、(冊) 对 御判御下知、任当知行旨被成奉書
訖、宜被存知之由候也、仍執達如件、

享祿元
十月三日

(飯尾)
元連(通)

藥師寺三郎左衛門尉殿

五四一 室町幕府奉行人連署奉書 泉涌寺文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

泉涌寺雜掌申、摂州塩江新免事、為直務当知行之処、号森
八郎左衛門尉跡、有違乱之族云々、以外之次第也、早退彼
妨、可致全寺家雜掌所務、更不可有遲怠之由、被仰出候
也、仍執達如件、

享祿式
十二月十一日

(飯尾)
荒連(花押)
(松田)
秀俊(花押)

柳本弾正忠殿

五四二 長洲方借錢日記

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函四一号)

長州方借セノ日記

(二文字借書アリ)
五貫文 大永八年卯月ヨリ新坊春淨

(二文字)
一貫文 大永六年六月ヨリユアミ方

(二文字)
一貫文 大永七年卯月ヨリ良学大々圓光殿

(二文字借書アリ)
十貫文 享祿二年十月ヨリ地藏院コレワ聖アミ
ハウノ料足ナス弓カリ□上ル

(二文字借書アリ)
地藏院了觀殿方□

五貫五百文 此内二貫文、弁弘カリ、残三貫五百文ハ
長州方、享祿二年九月ヨリ

(二文字)
二貫二百六十七文 享祿二年〇同三年二度ニ春實殿
(七月ヨリ)

(二文字)
二貫文七百卅文 四月日上坊之内、良圓殿

惣合廿七貫五百文、 此内二貫文ハ弁弘方

(二文字借書アリ)
五貫文 乾殿方享祿二年七月日

利分十□方

十貫文 ハリミチ造宮錢、 享祿元年閏九月四日
(預ル)

五貫文 シサイ方大永二年三月日預ル
コレワ往生之時之用ト云々

六貫文ノ本リ一倍十貫文、 大永二年卯月ヨリ
上坊内良賢殿

合廿七貫文

惣都合五十九貫五百文

○本文書、墨線にて全文抹消。

五四三 後奈良天皇繪旨寫 泉涌寺文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

泉涌寺修正料所撰州塩江内新免分事、禁裏御寄附以来、為諸役高除之地、直務当知行無相違処、号代官識、柳本彈正忠違乱在之云々、言語道断次第也、殊從先規証跡明白之上者、被加下知者、可為神妙旨、依天氣執達如件、

享祿參
九月廿日

右少弁惟房
方里小路

〔細川傳元〕
六郎殿

五四四 可竹軒周聰書狀寫 彰考館所藏北河原森本文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

去十九日於撰州富松合戰之時、自身被^{〔打〕}太刀^{太刀疵}一个所息并親類、或討死、或被疵由、軍忠無比類段、^{〔神〕}□妙候、弥可被励戰功事、肝要候、聽而 御感狀申調可進之候、恐々謹言、

〔享祿三年〕
十月廿二日

周聰 (花押)

森本因幡守殿
進之候

五四五 二水記

〔『大日本古記録』〕

〔享祿四年六月〕

八日 常桓今曉於尼崎京屋切腹云々、不便言語道断之儀也、運命至極之故歟、只一人切腹、彼官一人無之云々、無念之次第歟、三好山城寺令^{〔守〕}始^{〔合體〕}云々、一日一夜及酒宴、常桓退還貴賤令褒美云々、腹十文字切之、強性奇特之由褒美之云々、可惜可哀、今度常桓心中^{〔為〕}更以非為送惣領之望、只寺社・本所領如形可申^{〔為〕}。大願云々、末世武士此心中誠以難有之事也、雖然神明仏陀不得冥助、是併運命之所尽也、公家・門跡又可断絶之基哉、可嘆可悲、当年四十八才也、年齡当以可惜々々、

〔浦上掃部頭^{〔符卷〕}涯分運武略之处、如此不思儀出来、是又不便之題目也、入水死去云々、多分為実說歟、尚以不便之事也、

嶋村令討死云々、^{〔實題〕}子者打死、親者没水云々、

〔後略〕

五四六 長洲莊雜用算用狀

京都大学総合博物館所藏宝珠院文書 (二函四六一号)

〔編纂書〕
「長州方算用狀^{〔辛卯〕}」
〔享祿四年分〕

常桓撰州へ入国之時、御樽進上ノ入目

享祿四年卯月二日下々

壹貫文 御屋形様へ樽之代

三百文 井上忠兵衛方樽之代

二百文 下ロセン下行

廿文 卷数箱ニツ

十文 同台

卅文 牛玉箱三

合壹貫五百六十文

此内

九百七十五文 法花堂分

五百八十二文 乾坊方

同五月ニ境・薬師寺奈良へ上落之時、
樽ヲ遣、

百六十文 酒壺斗

二百文 素麵

廿文 ヒワ

合三百八十文

同六月廿五日藤木江土産ヲ下ス、

二百五十文 油煙五廷

廿四文 ハク二枚、油煙ウメム、

合二百七十三文

二百文 油煙二廷、薬師寺へ良学大持參、

同年七月二日、

百文 藤木へ良忍礼ニ出ル時扇代、

合三百文

五^十文 同八月十八日ニ長州^備へ山城タナヘノ物ヲ下ス、

三百文 同九月廿五日ニ良忍堺へ見舞ニ下ス、
上下ノロセン之ツ、井、

合三百五十文

一貫三百五十三文 十月十五日ヨリ^{十四カ}□□□□^{（墨にて抹消）}

良忍サカ井へ下ス上下ロセン、ハタコ、□□□□、

五十文 同時良忍出立ヲチツキ酒直、

二百五十文 前田使者岩井、^{両度三丁上ル、}
酒直十月日、

合貳貫九百六十四文

此内

一貫八百五十四文 法花堂分

一貫百十文 乾坊方

都合五貫五百六十七文、大ナリ、

同年十二月二日ヨリ廿八日マテ良忍サカ井へ

下ス入目、三好へ樽、上下ロセン、

三^{三文字}貫五百八十九文、是ハ良忍方ヒキカへ借書アリ、

享祿四年十二月ヨリ同五年五月マテ六ヶ月分、月別七十二文^{二文}、
リ合四百卅二文、

惣合八貫百十貳文、

良忍殿方本利合四貫廿四文、

惣都合九貫五百九十一文、

享祿四年辛卯十二月日

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（六函四九号）

〔編纂書〕
「長洲方算用状 天文式年癸巳十二月廿三日」

五四七 進賢書状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函八五号）

〔編纂書〕
「從東院家丹後殿へ案文」

追而申候、私へ御樽之代三十疋被進下候、御音信儀

斗候、

御祈禱之卷数并油煙五疋被進候、可然様可預御取合候、就中摂州長洲庄之事、為東大寺八幡宮之神領、往代以来無紛在所候、於自然之御儀、色理之御成敗、可為御祈禱之專一候由、從彼寺被申候、無相違候者、於当院家別而可為御祝着候之由候、此等之趣、被加御詞、御披露奉憑候、其巨細使者可令申候間、不能詳候、恐々謹言、

卯月十三日

進賢在判

加地丹（高判）後守殿

御宿所

（以下欠）

○加地為利は天文元年に死去するため、便宜上ここに収める。
（五三三）

五四八 長洲庄年貢算用状

拾貫文 天文式年癸巳十二月廿二日連上

使足

壹貫文 良忍殿粉骨

壹貫文百 在庄下用

貳貫五百文 同年八月三好殿・寺町殿へ
樽之代

り貳百五十文 二文字八月ヨリ五ヶ月分

卅文 牛玉箱・卷数箱

合四貫八百七十九文

入目引テ残五貫文百十八文

參貫貳百文 法花堂分

壹貫九百十八文 乾殿方

合

五四九 三好連盛・三好長慶連署請文

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（三函八三号）

〔編纂書〕（八五四）
「嘉永七寅年 弘準大灯修復シ了」

請申東大寺領撰州長洲庄野地・前田御代官職事、

条々

一 毎年請口御年貢錢百拾貫文之事、不依歲不熟・旱水・風損等之損亡、毎年十一月中仁於南都可渡申、万一天下一同大損亡之時者、少分御免事被下者、可畏申、一国不熟等之時者、損免事、不可及申入候、

一 於間方事者、毎年七月中仁被下上使、可弁進者也、

一 三不年一度中武年御段錢事、五拾五貫文分三月中仁儘可執

沙汰申、万一依不慮之儀、地下等縱雖及未進、為御代官

償申、於五拾五貫文者三月中仁於南都可渡申也、

一 御年貢錢并段錢・地間等之用脚共以於南都可渡申、自然

雖有路次之煩、山海而賊之損難等不慮之儀、不及对捍、

請口分者儘可致沙汰者也、

一 於地下自然相応之題目出来之時者、蒙仰可致忠節、更以

不可及如在之儀者也、

一 請口用脚等、万一国中依不慮之時宜、雖有其煩、不可有

越年無沙汰事、

一 檢断事、如先規可執沙汰申、但近年断絶之上者、何も御

再興之儀在之者、不可有如在事、

右条々、若背請文之旨、或抑留年貢、或及無沙汰、或寄

事於左右、对本所令違乱者、被改贖（罰）彼職、同被訴公

方屋形、嚴蜜（密）可蒙御罪科、又一粒一錢於不及未進、不

背請文之旨南都檢校所者、御代官（南都・新野あり）「連盛（熊法師）」事、不可有

御改動之儀者也、仍為後日証文之状如件、以敷文契約申

訖、

敬白 天罰起請文事、

右子細者、此請文条々、雖為一事一个条令違犯者、奉始

梵天・帝尺・四大天王・三界所有大小神祇、特日本国主

天照大神、八幡大菩薩・春日大明神・大仏・二月堂執金

剛神、別而「連盛」（南都・新野あり）・熊法師（三好長徳）之明神等之御罰、各於子々

孫々可罷蒙者也、仍起請文如件、

天文三甲
元年十一月廿一日

三好伊賀守

連盛（花押）

三好

熊法師（千熊丸長徳）

五五〇 長洲莊算用状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書（四函七二号）

天文参年甲午長洲算用状

拾伍貫文 到来

此内

参貫四百四十七文

良忍在庄、色々
使足、

五十文

八月ニ寿松漸々使上ル時酒直、

貳貫文

国ニテサナキニ礼、

壹貫文

長洲政所ニ礼、

壹貫文

良忍粉骨、

合七貫五百文

残七貫五百文

四貫六百八十五文

法花堂分、

貳貫八百〇〇文

十五文

乾坊方、

惣合拾五貫文

十二月十四日

法花堂々司判

五五一 長洲莊野地・前田開發代官職補任状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書(二函四〇号)

補任 東大寺執金剛神領撰津国

長洲庄野地・前田開發代官所職事、

三好伊賀守殿

(連盛)

右所以人補任如件

天文肆年乙未三月廿七日

西納所

賢祐
弁弘

五五二 細川晴元奉行人奉書

泉涌寺文書

〔『兵庫県史』史料編中世九〕

泉涌寺雜掌申、撰州下郡潮江庄内新免分事、先年号柳本

彈正忠代官職、(景吉) 違乱条、被成奉書、止競望、当知行無相違

処今度柳本孫七郎掠給御下知、押妨言語道断次第也、所

詮、被棄彼御下知之上者、如先々、年貢・諸公事物以下、

敵蜜可致寺納、万一寄事於左右、令難涉者、可被入謹責

之使之由候也、仍状如件、

天文七

九月廿二日

元運(飯尾)
(花押)

当所名主百姓中

五五三 日承書状

本興寺文書
〔『本興寺文書』一〕

謹言上、

妙蓮寺就住持之儀、成就院申請度由候、然間彼僧檀之儀

不存候条、連署之儀令申候処、則被相調候、然上者以御

意、被成上洛候様仁、得意可申旨候、從彼寺異見之事候間、

以別紙令言上候、恐惶謹言、

浜田村

(天文八年頃カ)

九月廿七日

日承 (花押)

進上

本興寺殿

御近習中

一 国質・所質事、
一 請取沙汰・雇催促事、
一 催促時、稚子錢立料事者、可為御園次事、
右条々堅令停止訖、若於違犯族者、可処嚴科者也、仍如件、

天文拾一年九月日

孫次郎 (花押)

五五四 大館常興記

(『統史料大成』)

(天文九年九月十日)

一日行事被申候、畠山上野介殿被申候知行分撰州御園事、

五五六 広徳寺龍雲院宛行状案 大徳寺文書

(『兵庫県史』史料編中世七)

伊丹次郎押領候様暇お申下向候て雖被申扱申不能承引条
(細川御元)
京兆へ被立 御使候ハ、可忝存候旨、飯尾彦左衛門尉

(編纂書)
「巨首座へ龍雲院之充状」

方へ以申状言上候由被申之間、いかにもく堅可被仰出

広徳寺塔頭龍雲院之儀、自日照派、(宗光)常住江上訖、殊公事出

事、可然存候旨申之也、次内儀ハ豆州へ上州以書状被申

来之時、借錢過分在之由候、被成其調、為其方塔頭永代可

候由承之間いかにも一段堅被仰出て可然候、播州へも意

有進退、仍衆儀如件、

見を被申候へ旨、同 御使被遣て可然存候、且者人にも

天文十七戊申三月日

(宗巨)
巨

よる事候、上州知行なと如此ゆへなく今更及押領候てハ

五五七 三好宗三禁制 本興寺文書 (『本興寺文書』一)

禁制

五五五 三好長慶禁制 寺岡文書

禁制

并西門前

(『兵庫県史』史料編中世二)

撰州尼崎本興寺

禁制

一、当手甲乙人乱妨狼藉事、

一、陣取寄宿事 付伐採竹木事、

一、相懸矢錢・兵糧米等事、

右条々堅被停止訖、若於違犯之輩者、所可被処嚴科如件、

天文十八年三月 日

宗三 (花押)

五五八 進藤貞治禁制 本興寺文書 (『本興寺文書』一)

禁制 摂州下郡尼崎本興寺并門前

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉之事、

一、当手之人数陣取事 并伐採竹木事、

一、相懸矢錢・兵糧米事、

右条々從江州堅御停止之間、其段可有御存知者也、仍如件、

天文十八

卯月二日

進藤山城守

貞治 (花押)

五五九 塩川国満禁制 本興寺文書 (『本興寺文書』一)

并西門前

禁制 尼崎本興寺

一、当手甲乙人乱妨狼藉事、

一、陣取寄宿事 付伐採竹木事、

一、相懸矢錢・兵糧米事、

右条々堅令停止訖、若於違犯輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天文十八年四月二日

伯耆守 (花押)

五六〇 細川晴元禁制 本興寺文書 (『本興寺文書』一)

禁制 摂州下郡尼崎本興寺并門前

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事、

一、陣取事 付伐採竹木事、

一、相懸矢錢・兵糧米事、

右条々堅可令停止、若於違犯之輩者、可処嚴科者也、仍下知如件、

天文十八年四月二日

右京大夫 (花押)

五六一 勸学院法印頼賢猪名荘年貢錢契約状案

京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書 (五函六七号)

〔中門堂〕
中門堂契約之一紙案文、天文十八年
極月廿一日、法印頼賢」

撰州猪名庄年貢錢中門堂方江半分宛契約条々事

一年貢運送寺納之時、半分宛可令堂納、任料反錢同前之事、

一 国方江書状差下之時、每度中門堂々司一人計可有判形故実之事、但成補任時者、不可有加判之事、

一 祭礼・卅講執行之時所出并每度下粮物土産以下之失墜者、從両方半分宛可出之事、

右条々、雖為新儀之子細、各依懇望、七旬余間、誠成於大聖敬仏之志念、法印一期之事者、此旨令同心訖、更以不可成後代之証文、隨而若被相語良順、雖被申合子細在之、右紙面外、不可用之、余人使可同篇、仍証文如件、

天文十八年己酉極月廿一日 勸學院法印頼賢判

中門堂遣一紙案文如此

五六二 細川晴元感状 末吉文書

〔兵庫県史〕史料編中世九

去月廿日、於撰州下郡潮江合戰時、父帶刀左衛門尉討死、忠節段誠神妙、且不敏至候也、謹言、

十一月三日

晴元(花押)

瓦林太久丸とのへ

○細川晴元は天文十八年の江口の戦いで摂津で没落するので、しばらくここに収める。

五六三 和久房次等連署状 本興寺文書

〔本興寺文書〕一

就御代替棟別之儀、筑前守為上使罷出候、然ニ当寺御免除

事承候、以証文上御奉行衆江申分候之間、聊不可有別儀候、

恐惶謹言、

和久与介

房次(花押)

三月朔日

鹿塩蔵允

綱(花押)

宇高大隅守

可久(花押)

本興寺

参

御同宿中

五六四 斎藤長盛等連署状 本興寺文書

〔本興寺文書〕一

就御代替棟別之儀、当寺御免除事、不混自余証文分明上者、聊不可有別儀候、恐々謹言、

三月朔日

(天文二二年)

齋藤三郎右衛門尉

長盛(花押)

美濃守

国親(花押)

本興寺

參玉床下

五六五 三好宗渭禁制 本興寺文書

《『本興寺文書』一》

禁制

摂州尼崎本興寺 并西門前

一、当手甲乙人乱妨狼藉事、

一、陣取寄宿事 付剪採竹木事、

一、相懸矢銭・兵粮米等事、

右条々堅被停止訖、若於違犯之輩者、速可被処敵科者也、仍下知如件、

弘治貳年八月日

散位政生(花押) (森善)

五六六 後奈良天皇綸旨 本興寺文書 《『本興寺文書』一》

当寺令專興隆之沙汰、碩学多才之佳名、尤神妙也、弥挑法灯、宜被抽 宝祚延長・国郡無為之懇祈之由、
天氣所候也、仍執達如件、

弘治三年二月廿五日

左中弁(花押) (柳原孝光)

日諦上人御房

五六七 後奈良天皇綸旨 本興寺文書 《『本興寺文書』一》

故權大僧都日隆、宜贈上人号、各令存知其旨、弥可令專法流之相承之由、

天氣所候也、悉之以状、

弘治三年二月廿五日

左中弁(花押) (柳原孝光)

当寺衆僧中

五六八 後奈良天皇綸旨 本興寺文書 《『本興寺文書』一》

当寺事、可号 勅願所之由、被聞召畢、然者弥令專法流之相承、可奉抽天下安全、宝祚長久之懇祈之由、

天氣所候也、仍執達如件、

弘治三年二月廿五日

左中弁(花押) (柳原孝光)

本興寺上人御房

五六九 三好実休禁制 本興寺文書 〈『本興寺文書』二〉

禁制

攝州尼崎

本興寺并門前

一、当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事

一、陣取寄宿事

一、剪採竹木事 付殺生事

一、相懸矢錢・兵糧米事

一、国質・所質事 付喧嘩事

右条々堅令停止訖、若有違犯輩者、速可処嚴科者也、仍

下知如件、

永祿元年六月 日

豊前守 (花押)

五七〇 細川晴元書状 本興寺文書 〈『本興寺文書』一〉

(墨引)

為音信青銅百足到来候、誠以歓悅候、猶三好下野守可申

候、恐々謹言、

閏六月廿日

晴元 (花押)

本興寺

五七一 三好宗渭書状 本興寺文書 〈『本興寺文書』二〉

(墨引)

就屋形出張、御音信之通、即致披露候処、祝着之旨、以直

札被申候、尚相意得可申由候、将又私へ鳥目五十疋、被懸

御意候、御懇之段、恐悅之至候、委細大物藤左衛門尉可申

入候、恐惶謹言、

閏六月廿日

政生 (花押)

本興寺

玉床下

五七二 正親町天皇口宣案 本興寺文書

〈『本興寺文書』一〉

口宣案

上卿 中山大納言

永祿四年七月一日 宣旨

大法師

宜任權律師

藏人頭石大弁藤原淳光奉

五七三 正親町天皇口宣案 本興寺文書

〈『本興寺文書』一〉

〔口宣案〕^{〔前掲〕}

上卿 中山大納言^{〔季徳〕}

永祿四年七月一日 宣旨

權律師

亘任權少僧都

藏人頭右大弁藤原淳光奉^{〔前掲〕}

五七四 正親町天皇口宣案 本興寺文書

〔口宣案〕^{〔前掲〕}

上卿 中山大納言^{〔季徳〕}

永祿四年七月一日 宣旨

權少僧都日逕

亘任權大僧都

藏人頭右大弁藤原淳光奉^{〔前掲〕}

五七五 飯尾為清書状 東寺百合文書

〔切對ウハ書〕

宝殿院 御同宿中
觀智院

飯越
為清

猶々時分柄之儀候間、御馳走奉憑存候、此外不申候、

先日者御登城之条、以參申候之処、^{〔宗徳基連〕}齋越へ御出之由候間、

不及是非候、尼崎へ御下之由候、寒天之時分、御心勞無申

計候、就中、彼鳥目事、以御馳走渡給候者、可畏入候、其

時請取状可進之、作兵よりも四十疋いまた不到來候、自其

可被仰驚候、何も御皆納候者、祝着可申候、猶使者可申

候、恐々謹言、

十一月十三日

為清〔花押〕

○永祿四年以前のため、しばらくここに収める。

五七六 六角氏家臣連署禁制 本興寺文書

摂州尼崎

禁制 本興寺并西門前

〔『本興寺文書』一〕

一、当手軍勢甲乙人濫妨狼藉事

一、放火并伐採山林竹木事

一、相懸兵糧米・矢錢等、一切非分課役事

一、右条々堅被停止訖、若違犯之輩速可被処敵科者也、仍下

知如件、

永祿五年三月廿三日

右近大夫〔花押〕

右兵衛尉〔花押〕

五七七 根来寺快秀禁制 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

禁制 摂州難波寺内

一、当手軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事

一、剪採山林竹木之事、付陣取之事

一、相懸矢錢・兵糧米之事、付放火之事

右条々堅令停止訖、若違犯之族於在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

大伝法院 惣分老若中

永禄五年三月日

快秀(花押)

五七八 日承諷誦文 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

敬白請諷誦之事

三宝衆僧御布施一裹

右志者、御為開基日隆聖人百年忌報謝也、夫知恩報恩如来遺戒、本門要法、最勝修法也、抑尊師者、為宗門第九祖智水受蓮朗流、為本寺第三能化、法燈挑存道光、加之述本門八品奧義、遂蓮師本意、弘上行要付意旨、為一門流開山、噫悲哉、恩水早竭、誰沢乾草、応火既消、誰照迷闇、仍今抽報恩丹誠、嚴即是道場法席、捧一昏

鳳文、祈憐愍納受惠、若千世祖師聖人本覺顯照、内証明、冥顯益三世十方施焉、仍白呈如件、

永禄六年二月廿五日

施主日承法印敬白

五七九 室町幕府奉行人連署奉書 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

摂津国尼崎本興寺并門前、徳政事、不可有改動之旨、被聞

召入候訖、早可被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永禄六年五月七日

散位(松田顯忠) 花押

掃部頭(花押)

当寺雜掌

五八〇 某禁制 本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

摂津国尼崎本興寺西門前

禁制

一、軍勢甲乙人濫妨狼藉事、

一、伐採竹木事、

一、陣取事、

一、諸課役事、

一、相懸矢錢・兵糧米事、

右条々堅令停止訖、若有違犯之族者、忽可処嚴科者也、
仍下知如件、

永祿六年五月八日

(花押)

并西門前

一、当手軍勢甲乙人濫妨狼藉事、

一、剪採山林竹木事、

一、相懸箭錢・兵糧米事、

一、放火之事、

一、陣取事、

右条々堅令停止訖、若違犯之輩在之者、速可処嚴科者也、仍如件、

永祿八年十月十五日

勝正(花押)

五八一 室町幕府禁制

本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

禁制 本興寺并門前貴布祿屋敷

一、軍勢甲乙人乱入狼藉事、

一、剪採竹木事 付陣取殺生事、

一、相懸箭錢・兵糧米以下非分課役事、

一、国質・所質・請取沙汰、对寺家催促事、

一、不可撰敵御方事、

右条々堅被停止訖、若有違犯之輩者、速可被処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件、

永祿六年五月十三日

(松田顯隆)
散位平朝臣(花押)

(中沢光俊)
備前守源朝臣(花押)

五八三 織田信長禁制

本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

禁制 尼崎本興寺并寺中

一、当手軍勢濫妨狼藉之事、

一、陣取放火之事、

一、伐採竹木之事、

右条々於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍執達如件、

永祿十一年九月 日

(織田信長)
彈正忠(朱印)

五八二 池田勝正禁制

本興寺文書

〔『本興寺文書』一〕

禁制 摂州尼崎本興寺